

スポーツ少年団活動における「新しい生活様式」定着に配慮した スポーツ少年団活動ガイドライン

(令和2年8月1日時点)

1 基本方針

スポーツ少年団活動においては、団員等の安全・安心の確保を最優先し、①密閉、密集、密接の「3密」を避ける、②こまめに手洗いや消毒を行う、③周囲の人との間隔をあける、④スポーツ活動に支障のない範囲でマスクを着用するなど、「新しい生活様式」定着に向けた感染症対策を再徹底する。

2 スポ少活動における「新しい生活様式」定着に配慮した具体策

- (1) 自宅等で検温を実施し、体温が 37.0 度以上の場合や風邪症状がある場合には、参加を見合わせる。また、体調不良の症状が見られる場合には、速やかに帰宅させること。
- (2) 一度に大人数(団員、指導者、保護者等)が集って密集した活動になることを徹底して避けること。(更衣室、休憩・待機スペース、手洗い所(トイレ)は、一度に入室する人数を制限したり、動線を工夫したりすること。必要に応じて、開・閉会式の割愛、分散開催等も考慮すること。)
- (3) スポ少活動の前後に、石けんによる手洗い(ポンプ型が望ましい)やアルコール等による手指消毒(消毒液の設置)を行い、必要に応じて、多くの団員が手を触れる箇所や用具等を消毒すること。
- (4) 団員、指導者、保護者等は、熱中症事故に留意しつつ、スポ少活動に支障のない範囲でマスクを着用するよう努めること。(運動・スポーツ時にはマスクを着用しなくてもよいが、その場合には周囲との間隔を十分にあげること。マスク着用時には、呼気が激しくなるような運動・スポーツは避けること。)
- (5) 屋内の活動では、ドアを広く開け、こまめな換気を必ず行うこと。
- (6) 応援は、周囲の人との間隔を十分にあげ、鳴り物や大声での応援を控えること。
- (7) ふだんのスポ少活動は、短時間での活動を大原則とし、活動時間や休止日については、「秋田県スポーツ少年団活動の指針」に沿って週4日・1日2時間以内、第3日曜日の全県一斉活動休止日を厳守すること。
- (8) 交流試合(練習試合、招待試合含む)は、県内チームのみで行うこととし、県外への遠征(県外チームの招聘含む)や合宿は、当面の間控えること。
- (9) 交流試合等を開催したり、参加したりする場合には、(公財)日本スポーツ協会が作成している「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(5月29日更新版)」及び各競技特性に応じて中央競技団体が作成している「競技別ガイドライン」に記載されている感染防止策を、確実に実施すること。(適切な感染症対策が実施できない場合や団員等の安全・安心が保障できない場合には、交流試合等の開催を中止(延期)したり、参加を見合わせたりすること。)

○(公財)日本スポーツ協会ホームページ⇒「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(5月29日更新版)」及び「競技別ガイドライン」URL

<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>

- (10) このほか、各市町村教育委員会の定めた方針に沿ってスポ少活動を行うこと。

※アンダーライン部分が、主な変更点